

第7節 証券会社等に対する検査

検査実施状況の概要（資料21-1-12参照）

国内証券会社に対しては、顧客資産の分別管理状況、自己資本規制比率の正確性、法令等遵守状況、顧客に対する説明責任の履行等の状況について重点的に検証を行った。その際、必要に応じ、証券取引の公正性の確保に関して検査を実施している証券取引等監視委員会と連携を図り同時検査を行うなど、実効性のある検査の実施に努めている。

投資信託委託業者及び投資顧問業者については、利用者に対する説明責任の履行等の状況、資産運用に係る管理体制の整備状況、顧客への忠実義務・書面交付義務等の法令等遵守状況について重点的に検証を行った。

また、証券持株会社及びその子会社である証券会社に対して、「金融持株会社に係る検査マニュアル」等に基づき、金融機関グループの一体的な経営という実態に即した検査を実施した。なお、証券持株会社に対する検査の実施に当たっては、当該持株会社の子会社である証券会社と一体的に行っている。

証券会社等に対する検査については、金融庁及び財務（支）局において証券持株会社1社、証券会社65社、証券取引所1社と投資信託委託業者・投資顧問業者41社に対して検査を実施している。そのうち、証券会社49社、投資信託委託業者・投資顧問業者29社に対して検査結果を通知している。

検査に当たっては、証券会社については1社当たり平均して14.7日間の立入日数で、4.5人を投入し、投資信託委託業者・投資顧問業者については1社当たり平均して10.2日間の立入日数で、3.9人を投入している。

検査結果の概要

検査（平成14検査事務年度に実施した検査を一部含む。）において指摘した主な事例は以下の通りである。

1. 法令等遵守態勢

- (1) 有価証券の募集等に当たり顧客に交付すべき目論見書を交付していない事例が認められる。
- (2) 投資顧問業に関し、顧客に交付すべき法定書面を交付していない事例が認められる。
- (3) 投資一任契約に係る顧客資産の運用により生じた損失を、他の投資一任契約に係る顧客資産及び投資信託財産に付け替えている事例が認められる。
- (4) 注文伝票等の法定帳簿に記載漏れや記載誤りが認められる。

2．内部管理態勢

- (1) 顧客への時価情報の提供について、算定の根拠となった資料を保存していなかった事例や、時価情報の検証態勢が不十分な事例が認められる。
- (2) 顧客の取引状況を十分に確認していないことなどから、信用取引委託保証金が法令の限度額を超えて引き出された事例が認められる。

3．リスク管理態勢

システムへのアクセス権の管理において、人事異動等に伴う見直しが不十分なことから、部署間を異動した者等について、職務権限外のアクセス権を与えたままとなっている事例が認められる。

4．監査

内部監査が形式的なものとなっていることなどから有効に機能していないほか、内部監査により把握された不備事項に対するフォローアップが不十分な事例が認められる。

行政処分に繋がった検査

大阪証券取引所に対する検査及び処分等について

1．検査実施状況

大阪証券取引所に対しては、平成14年5月9日に立入検査を開始し、平成15年8月5日に検査結果を通知した。

2．検査結果概要

証券取引所の目的と関係のない証券会社を大阪証券取引所が設立し、運営する等の法律違反行為が認められた。

(参考) 行政処分

検査局の検査結果のほか、証券取引等監視委員会から勧告がなされたことを踏まえ、15年8月12日に、証券取引法等の規定に基づき、当該取引所の発行する株券を自らの市場に上場する業務等を15年8月13日から同年11月12日までの間停止する等の行政処分を命じた。